

兵庫労働局発表
令和7年12月25日

照
会
先

兵庫労働局職業安定部職業対策課
課長 砂川 雅城
総括障害者雇用指導官 藤井 江津子
地方障害者雇用担当官 萩原 佳宣
(電 話) 078-367-0810

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

～民間企業では、3年連続で雇用障害者数が過去最高を更新～

兵庫労働局（局長 金成 真一）では、今般、県内で障害者の雇用義務のある民間企業及び公的機関などにおける、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率2.5%)

- 雇用障害者数は18,532.5人、対前年2.9%（521.0人）増加
- 実雇用率は2.45%、対前年0.02ポイント低下
- 法定雇用率達成企業の割合は47.4%、対前年0.5ポイント低下

<公的機関>

(1) 県の機関 (法定雇用率2.8%)

- 在職障害者数は341.0人、対前年1.0%（3.5人）増加
- 実雇用率は2.61%、対前年0.01ポイント上昇

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.8%)

- 在職障害者数は1,923.0人、対前年4.1%（76.0人）増加
- 実雇用率は2.81%、対前年0.02ポイント低下

(3) 県等の教育委員会 (法定雇用率2.7%)

- 在職障害者数は525.5人、対前年1.6%（8.5人）増加
- 実雇用率は1.85%、対前年0.01ポイント上昇

<独立行政法人等における雇用状況> (法定雇用率2.8%)

- 雇用障害者数は268.0人、対前年7.4%（18.5人）増加
- 実雇用率は2.41%、対前年0.19ポイント低下

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況(概要)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.5%)

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

【雇用障害者数】

- 民間企業(40.0人以上規模の企業:法定雇用率2.5%)に雇用されている障害者の数は18,532.5人で、前年より2.9% (521.0人) 増加した。 [参考資料 P5 1(4)]
- 雇用障害者のうち、身体障害者は9,905.5人(対前年1.5%増)、知的障害者は5,166.5人(同0.7%増)、精神障害者は3,460.5人(同10.8%増)と、全ての障害者で前年より増加し、特に精神障害者の増加率が大きかった。

【実雇用率】

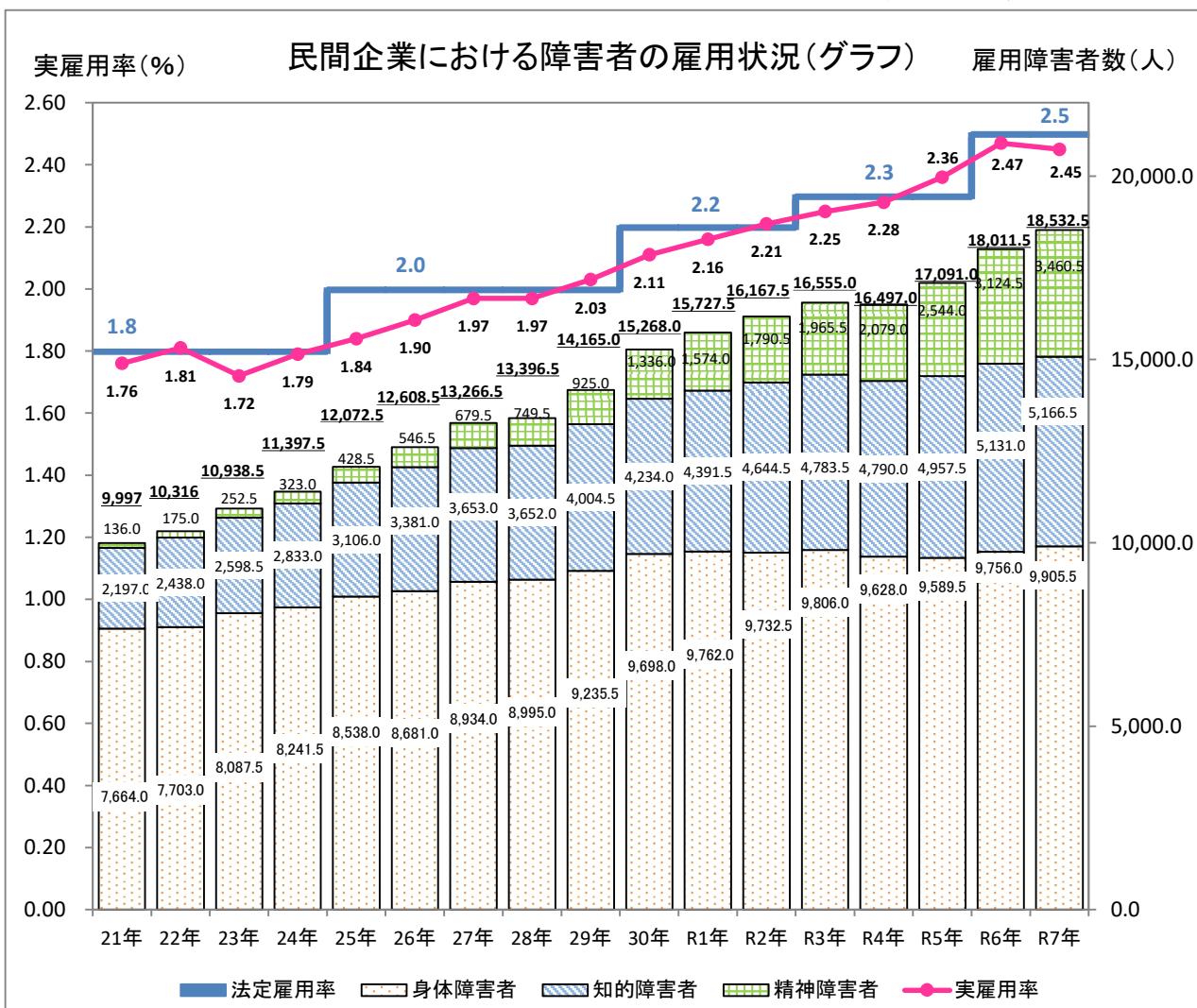
民間企業における実雇用率は2.45%で前年より0.02ポイント低下した。

【法定雇用率達成企業割合】

民間企業における法定雇用率(2.5%)を達成している企業の割合は47.4%で前年より0.5ポイント低下し、全国平均(46.0%)を1.4ポイント上回っている。

	報告対象企業数	算定基礎労働者数(人)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業割合(%)	実雇用率(全国)(%)
令和7年度	4,041	755,908.5	18,532.5	2.45	1,914	47.4	2.41
令和6年度	3,948	730,173.5	18,011.5	2.47	1,893	47.9	2.41
対前年差	93	25,735.0	521.0	▲ 0.02	21	▲ 0.5	0.00

[参考資料 P1 1(1)、P5~6 1(4)]



(2) 企業規模別の状況

【雇用障害者数】

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、「40.0～100人未満」と「500～1,000人以上」の規模企業で前年より減少し、その他の企業規模では増加した。特に「1000人以上」企業規模での増加率が大きかった。

【実雇用率】

実雇用率は、全体では前年より低下したが、「300人以上」の企業規模では前年より上昇した。

【法定雇用率達成企業割合】

法定雇用率達成企業の割合も実雇用率と同様に、全体では前年より低下したが、「300人以上」の規模企業では前年より上昇した。

○規模別雇用障害者数

企業規模	雇用障害者数(人)		対前年差 (人)	対前年増減率 (%)
	令和7年度	令和6年度		
40.0～100人未満	3,226.5	3,240.0	▲ 13.5	▲ 0.4
100～300人未満	4,765.5	4,683.0	82.5	1.8
300～500人未満	2,024.5	1,979.0	45.5	2.3
500～1,000人未満	2,163.5	2,184.0	▲ 20.5	▲ 0.9
1,000人以上	6,352.5	5,925.5	427.0	7.2
計	18,532.5	18,011.5	521.0	2.9

[参考資料 P2 1(2)]

○規模別実雇用率・達成企業割合

企業規模	実雇用率(%)		対前年差 (P)	法定雇用率達成企業割合(%)		対前年差 (P)
	令和7年度	令和6年度		令和7年度	令和6年度	
40.0～100人未満	2.26	2.39	▲ 0.13	45.0	46.3	▲ 1.3
100～300人未満	2.47	2.48	▲ 0.01	51.8	52.0	▲ 0.2
300～500人未満	2.25	2.24	0.01	45.2	44.3	0.9
500～1,000人未満	2.38	2.37	0.01	45.7	43.2	2.5
1,000人以上	2.65	2.63	0.02	54.5	50.0	4.5
計	2.45	2.47	▲ 0.02	47.4	47.9	▲ 0.5

[参考資料 P2 1(2)]

(3) 産業別の状況

【雇用障害者数】

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「複合サービス事業」を除く業種で前年より増加した。

【実雇用率】

実雇用率は、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.62%)、「医療、福祉」(3.07%)、「サービス業」(2.81%)の3業種で法定雇用率(2.5%)を上回っている。

○産業別雇用障害者数・実雇用率

産業別	雇用障害者数(人)		対前年差 (人)	対前年増減率 (%)	実雇用率(%)		対前年差 (P)
	令和7年度	令和6年度			令和7年度	令和6年度	
農、林、漁業	19.5	15.0	4.5	30.0	2.39	1.95	0.44
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-
建設業	292.0	239.5	52.5	21.9	1.85	1.86	▲ 0.01
製造業	6,489.0	6,262.0	227.0	3.6	2.40	2.34	0.06
電気・ガス・熱供給・水道業	5.0	5.0	0.0	0.0	2.45	2.51	▲ 0.06
情報通信業	155.5	153.0	2.5	1.6	1.66	1.55	0.11
運輸業、郵便業	1,171.0	1,026.0	145.0	14.1	2.22	2.29	▲ 0.07
卸売業、小売業	2,521.0	2,553.5	▲ 32.5	▲ 1.3	2.25	2.22	0.03
金融業、保険業	199.5	190.0	9.5	5.0	1.97	1.87	0.10
不動産業、物品賃貸業	127.5	119.0	8.5	7.1	1.71	1.71	0.00
学術研究、専門・技術サービス業	675.0	760.5	▲ 85.5	▲ 11.2	2.24	2.30	▲ 0.06
宿泊業、飲食サービス業	326.0	348.0	▲ 22.0	▲ 6.3	2.07	2.26	▲ 0.19
生活関連サービス業、娯楽業	363.5	354.0	9.5	2.7	2.62	2.49	0.13
教育、学習支援業	306.5	279.0	27.5	9.9	1.63	1.65	▲ 0.02
医療、福祉	3,916.5	3,906.5	10.0	0.3	3.07	3.32	▲ 0.25
複合サービス事業	173.5	176.0	▲ 2.5	▲ 1.4	2.34	2.39	▲ 0.05
サービス業	1,791.5	1,624.5	167.0	10.3	2.81	2.81	0.00
計	18,532.5	18,011.5	521.0	2.9	2.45	2.47	▲ 0.02

[参考資料 P3~4 1(3)]

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

- 法定雇用率未達成企業（2,127社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）は67.3%（1,431社）、また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は58.1%（1,235社）となっている。

[参考資料 P7 1(5)]

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

- 県の機関に在職している障害者の数は341.0人で、前年より1.0%（3.5人）増加した。実雇用率は2.61%と前年（2.60%）より0.01ポイント上昇した。
 - 4機関のうち3機関で法定雇用率（2.8%）を達成している。
- ※ 県の機関 4機関（知事部局、企業庁、病院局、警察本部）

	報告対象機関	算定基礎職員数（人）	在職障害者数（人）	実雇用率（%）	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成機関割合（%）
令和7年度	4	13,065.5	341.0	2.61	3	75.0
令和6年度	4	12,989.5	337.5	2.60	3	75.0
対前年差	0	76.0	3.5	0.01	0	0.0

[参考資料 P9 2-1(1)、P12 2-2(1)]

(2) 市町の機関（法定雇用率2.8%）

- 市町の機関に在職している障害者の数は1,923.0人で、前年より4.1%（76.0人）増加した。実雇用率は2.81%と前年（2.83%）より0.02ポイント低下した。
 - 69機関のうち59機関で法定雇用率（2.8%）を達成している。
- ※ 市町の機関 69機関（市町部局41、教育委員会13、水道事業8、病院事業6、交通1）

	報告対象機関	算定基礎職員数（人）	在職障害者数（人）	実雇用率（%）	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成機関割合（%）
令和7年度	69	68,313.0	1,923.0	2.81	59	85.5
令和6年度	70	65,201.5	1,847.0	2.83	60	85.7
対前年差	▲ 1	3,111.5	76.0	▲ 0.02	▲ 1	▲ 0.2

[参考資料 P10 2-1(2)、P13 2-2(2)]

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

- 県等の教育委員会に在職している障害者の数は525.5人で、前年より1.6%（8.5人）増加した。実雇用率は1.85%と前年（1.84%）より0.01ポイント上昇した。
 - 4機関のうち3機関で法定雇用率（2.7%）を達成している。
- ※ 県等の教育委員会 4機関（兵庫県教育委員会、姫路市教育委員会、尼崎市教育委員会、西宮市教育委員会）

	報告対象機関	算定基礎職員数（人）	在職障害者数（人）	実雇用率（%）	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成機関割合（%）
令和7年度	4	28,382.0	525.5	1.85	3	75.0
令和6年度	4	28,133.5	517.0	1.84	3	75.0
対前年差	0	248.5	8.5	0.01	0	0.0

[参考資料 P11 2-1(3)、P15 2-2(3)]

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.8%）

- 独立行政法人等に雇用されている障害者の数は268.0人であり、前年より7.4%（18.5人）増加した。

実雇用率は2.41%と前年（2.60%）より0.19ポイント低下した。

11法人のうち8法人で法定雇用率（2.8%）を達成している。

※ 独立行政法人等 11法人（神戸市民病院機構、兵庫県住宅供給公社、神戸市道路公社、神戸大学、加古川市民病院機構、明石市立市民病院、兵庫教育大学、神戸市公立大学法人、兵庫県公立大学、神戸市看護大学、たつの市民病院機構）

	報告対象法人	算定基礎労働者数（人）	雇用障害者数（人）	実雇用率（%）	法定雇用率達成法人数	法定雇用率達成法人割合（%）
令和7年度	11	11,124.0	268.0	2.41	8	72.7
令和6年度	11	9,599.5	249.5	2.60	6	54.5
対前年差	0	1,524.5	18.5	▲ 0.19	2	18.2

[参考資料 P16 3(1)、P17 3(2)]

4 今後の取組み

（1）法定雇用率が未達成の公的機関に対する指導

民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、引き続き、労働局長等から未達成機関のトップに対する指導を強力に実施し、早期の達成を図る。

（2）法定雇用率が未達成の民間企業に対する指導

引き続き、各企業の障害者雇用における阻害要因等を踏まえながら、労働局、ハローワークによる個別指導及び関係機関と連携した個別支援を強力に実施し、早期達成を図る。

（3）職場定着指導の徹底

チーム支援等関係機関との連携により、障害者及び公的機関に対する継続的な職場定着支援の強化を図る。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る）である。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | | 一般の民間企業 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業) |
| | | 特殊法人等 2. 8 %
[労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等] |
| ○ 国、地方公共団体 | | 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、令和7年4月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(これまでの除外率引き下げは平成16年4月1日、平成22年7月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、令和7年4月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

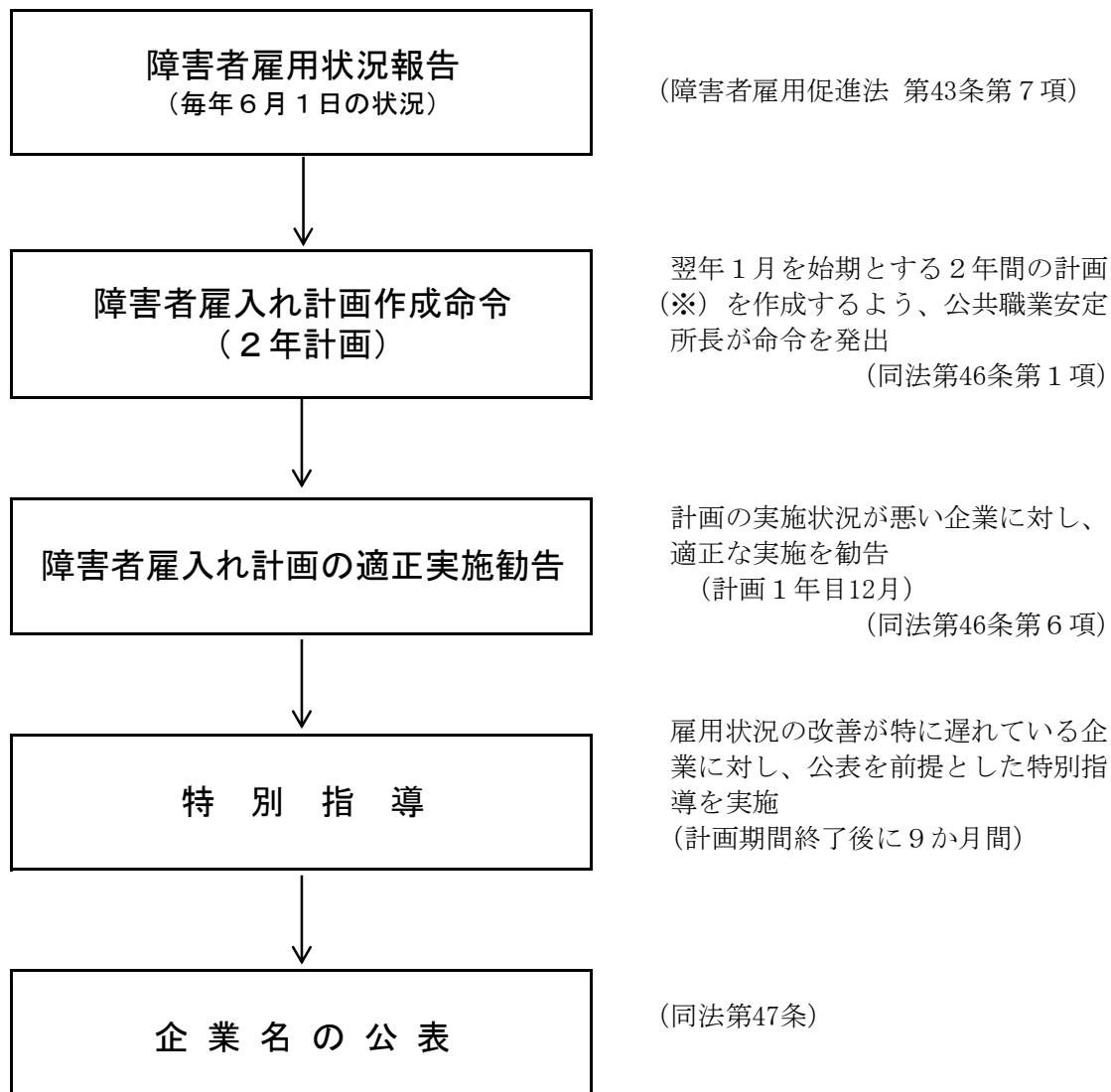
◎ 民間企業における除外率の改正状況

- 各除外率設定業種において令和7年4月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次精錬・精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る） ・倉庫業 ・航空運輸業	5%	0%
・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	10%	0%
・非鉄金属第一次精錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に
対し、厚生労働省本省による直接指導を実施している。

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

参考資料

障害者の雇用状況(令和7年6月1日現在)

<目次>

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）	
(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況	3, 4
(4) 民間企業における雇用状況の推移	5, 6
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	7
(6) 身体障害者の部位別雇用状況	8
2-1 公的機関における在職状況（全体）	
(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）	9
(2) 市町の機関（法定雇用率2.8%）	10
(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）	11
2-2 公的機関における在職状況（各機関）	
(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.8%）	12
(2) 市町の機関の状況（法定雇用率2.8%）	13, 14
(3) 県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）	15
3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.8%）	
(1) 概況	16
(2) 独立行政法人等の各法人の状況	17

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の割合	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
兵庫県	企業 4,041 (3,948)	人 755,908.5 (730,173.5)	人 3,618 (3,585)	人 1,618 (1,620)	人 8,861 (8,426)	人 1,170 (1,225)	人 465 (366)	人 18,532.5 (18,011.5)	人 1,842.5 (1,894.5)	% 2.45 (2.47)	企業 1,914 (1,893)	% 47.4 (47.9)
全国	企業 120,467 (117,239)	人 29,210,526.0 (28,162,399.0)	人 131,865 (130,135)	人 56,620 (54,411)	人 355,741 (336,004)	人 38,811 (39,558)	人 18,227 (13,995)	人 704,610.0 (677,461.5)	人 75,079.5 (71,875.5)	% 2.41 (2.41)	企業 55,434 (53,875)	% 46.0 (46.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2) (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2) (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
兵庫県	人 18,532.5 (18,011.5)	人 2,692 (2,645)	人 366 (404)	人 3,825 (3,749)	人 512 (493)	人 149 (133)	人 9,905.5 (9,756.0)	人 693.5 (678.5)	人 926 (940)	人 191 (189)	人 2,775 (2,675)	人 658 (732)	人 39 (42)	人 5,166.5 (5,131.0)	人 450.5 (490.0)	人 2,261 (2,002)	人 1,061 (1,027)	人 277 (191)	人 3,460.5 (3,124.5)	人 698.5 (726.0)
全国	人 704,610.0 (677,461.5)	人 108,818 (107,220)	人 13,332 (13,040)	人 131,727 (130,667)	人 16,201 (16,593)	人 6,238 (5,011)	人 373,914.5 (368,949.0)	人 27,025.0 (26,889.0)	人 23,047 (22,915)	人 4,425 (4,469)	人 99,821 (95,510)	人 22,610 (22,965)	人 1,017 (1,008)	人 162,153.5 (157,795.5)	人 14,754.0 (14,456.0)	人 124,193 (109,827)	人 38,863 (36,902)	人 10,972 (7,976)	人 168,542.0 (150,717.0)	人 33,300.5 (30,530.5)

[1 (1) ①表の注]

- 注 1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2. 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
4. G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5. () 内は、令和6年6月1日現在の数値である。

[1 (1) ②表の注]

- 注 1. ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
2. ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
3. 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
4. ②③のa c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のb d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
5. ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6. () 内は、令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体 障害者、重 度知的障 害者及び 精神障害者 である短时 间労働者 (注3)	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者 である短时 间労働者 (注3)	D. 重度以 外の身体障 害者及び知的 障害者及び 精神障害者 である短时 间労働者 (注3)	E. 重度身体 障害者、重 度知的障 害者及び 精神障害者 である特定短时 间労働者 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規 雇用分 (注4)			
規模計	企業 4,041 (3,948)	人 755,908.5 (730,173.5)	人 3,618 (3,585)	人 1,618 (1,620)	人 8,861 (8,426)	人 1,170 (1,225)	人 465 (366)	人 18,532.5 (18,011.5)	人 1,842.5 (1,894.5)	% 2.45 (2.47)	企業 1,914 (1,893)	% 47.4 (47.9)
40.0~100人未満	企業 2,315 (2,210)	人 142,613.5 (135,744.0)	人 481 (462)	人 654 (752)	人 1,351 (1,299)	人 439 (472)	人 80 (58)	人 3,226.5 (3,240.0)	人 1,170 (1,225)	% 2.26 (2.39)	企業 1,042 (1,023)	% 45.0 (46.3)
100~300人未満	企業 1,235 (1,245)	人 192,831.5 (188,489.0)	人 914 (920)	人 396 (376)	人 2,327 (2,256)	人 300 (333)	人 129 (89)	人 4,765.5 (4,683.0)	人 1,170 (1,225)	% 2.47 (2.48)	企業 640 (648)	% 51.8 (52.0)
300~500人未満	企業 252 (255)	人 89,884.5 (88,252.5)	人 410 (400)	人 115 (116)	人 1,015 (977)	人 105 (112)	人 44 (60)	人 2,024.5 (1,979.0)	人 1,170 (1,225)	% 2.25 (2.24)	企業 114 (113)	% 45.2 (44.3)
500~1,000人未満	企業 140 (146)	人 91,089.5 (92,016.0)	人 418 (451)	人 159 (134)	人 1,085 (1,076)	人 101 (99)	人 66 (45)	人 2,163.5 (2,184.0)	人 1,170 (1,225)	% 2.38 (2.37)	企業 64 (63)	% 45.7 (43.2)
1,000人以上	企業 99 (92)	人 239,489.5 (225,672.0)	人 1,395 (1,352)	人 294 (242)	人 3,083 (2,818)	人 225 (209)	人 146 (114)	人 6,352.5 (5,925.5)	人 1,170 (1,225)	% 2.65 (2.63)	企業 54 (46)	% 54.5 (50.0)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数				④精神障害者の数								
		a. 重度身体 障害者 (注4)	b. 重度身体 障害者である 短時間労 働者 (注4)	c. 重度以 外の身体障 害者 (注4)	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労 働者 (注4)	e. 重度身体 障害者である 短時間労 働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)	g. うち新 規雇用分 (注5)	a. 重度知的 障害者 (注4)	b. 重度知的 障害者である 短時間労 働者 (注4)	c. 重度以 外の知的障 害者 (注4)	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労 働者 (注4)	e. 重度知的 障害者である 短時間労 働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)	g. うち新 規雇用分 (注5)	c. 精神障害 者 (注4)	d. 精神障害 者である短 時間労働者 (注4)	e. 精神障害 者である特 定短時間勞 働者 (注4)	f. 計 $c+d+e \times 0.5$ (注3)	g. うち新 規雇用分 (注5)
規模計	人 18,532.5 (18,011.5)	人 2,692 (2,645)	人 366 (404)	人 3,825 (3,749)	人 512 (493)	人 149 (133)	人 9,905.5 (9,756.0)	人 693.5 (678.5)	人 926 (940)	人 191 (189)	人 2,775 (2,675)	人 658 (732)	人 39 (42)	人 5,166.5 (5,131.0)	人 450.5 (490)	人 2,261 (2,002)	人 1,061 (1,027)	人 277 (191)	人 3,460.5 (3,124.5)	人 698.5 (726.0)
40.0~100人未満	人 3,226.5 (3,240.0)	人 346 (340)	人 110 (170)	人 654 (641)	人 179 (150)	人 34 (20)	人 1,562.5 (1,576.0)	人 135 (122)	人 48 (57)	人 400 (389)	人 260 (322)	人 6 (5)	人 851.0 (853.5)	人 297 (269)	人 496 (525)	人 40 (33)	人 813.0 (810.5)	人 277 (269)		
100~300人未満	人 4,765.5 (4,683.0)	人 605 (599)	人 105 (89)	人 1,012 (1,023)	人 140 (154)	人 43 (44)	人 2,418.5 (2,409.0)	人 309 (321)	人 61 (69)	人 786 (772)	人 160 (179)	人 15 (15)	人 1,552.5 (1,580.0)	人 529 (461)	人 230 (218)	人 71 (30)	人 794.5 (694.0)	人 277 (269)		
300~500人未満	人 2,024.5 (1,979.0)	人 339 (334)	人 37 (41)	人 448 (437)	人 61 (63)	人 17 (20)	人 1,202.0 (1,187.5)	人 71 (66)	人 15 (12)	人 322 (314)	人 44 (49)	人 5 (10)	人 503.5 (487.5)	人 245 (226)	人 63 (63)	人 22 (30)	人 319.0 (304.0)	人 277 (269)		
500~1,000人未満	人 2,163.5 (2,184.0)	人 342 (368)	人 41 (40)	人 481 (490)	人 49 (50)	人 19 (18)	人 1,240.0 (1,300.0)	人 76 (83)	人 25 (17)	人 306 (309)	人 52 (49)	人 4 (3)	人 511.0 (518.0)	人 298 (277)	人 93 (77)	人 43 (24)	人 412.5 (366.0)	人 277 (269)		
1,000人以上	人 6,352.5 (5,925.5)	人 1,060 (1,004)	人 73 (64)	人 1,230 (1,158)	人 83 (76)	人 36 (31)	人 3,482.5 (3,283.5)	人 335 (348)	人 42 (34)	人 961 (891)	人 142 (133)	人 9 (9)	人 1,748.5 (1,692.0)	人 892 (769)	人 179 (144)	人 101 (74)	人 1,121.5 (950.0)	人 277 (269)		

注 1 (2) ②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

産業	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A × 2 + B + C + (D+E) × 0.5 (注2)				
産業計	企業 4,041 (3,948)	人 755,908.5 (730,173.5)	人 3,618 (3,585)	人 1,618 (1,620)	人 8,861 (8,426)	人 1,170 (1,225)	人 465 (366)	人 18,532.5 (18,011.5)	人 1,842.5 (1,894.5)	% 2.45 (2.47)	企業 1,914 (1,893)	% 47.4 (47.9)
農、林、漁業	10 (8)	815.0 (769.0)	3 (3)	2 (1)	11 (8)	1 (0)	0 (0)	19.5 (15.0)	2.5 (3.0)	2.39 (1.95)	6 (6)	60.0 (75.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)
建設業	162 (137)	15,825.0 (12,874.0)	66 (52)	5 (4)	153 (130)	2 (2)	2 (1)	292.0 (239.5)	12.0 (18.5)	1.85 (1.86)	78 (69)	48.1 (50.4)
製造業	1,124 (1,136)	269,856.5 (267,171.0)	1,424 (1,407)	161 (132)	3,400 (3,237)	129 (137)	31 (21)	6,489.0 (6,262.0)	467.0 (446.0)	2.40 (2.34)	604 (598)	53.7 (52.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (2)	204.0 (199.5)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5.0 (5.0)	0.0 (0.0)	2.45 (2.51)	1 (1)	50.0 (50.0)
情報通信業	62 (67)	9,386.0 (9,881.0)	33 (34)	2 (3)	85 (80)	2 (2)	3 (2)	155.5 (153.0)	13.5 (16.0)	1.66 (1.55)	19 (17)	30.6 (25.4)
運輸業、郵便業	375 (329)	52,862.5 (44,829.0)	223 (197)	61 (53)	634 (557)	37 (32)	23 (12)	1,171.0 (1,026.0)	110.0 (121.0)	2.22 (2.29)	178 (175)	47.5 (53.2)
卸売業、小売業	561 (561)	112,171.0 (114,987.0)	490 (533)	196 (187)	1,197 (1,164)	160 (165)	136 (108)	2,521.0 (2,553.5)	205.0 (262.0)	2.25 (2.22)	195 (193)	34.8 (34.4)
金融業、保険業	29 (30)	10,112.5 (10,167.0)	48 (49)	11 (8)	91 (81)	2 (4)	1 (2)	199.5 (190.0)	25.0 (15.0)	1.97 (1.87)	7 (4)	24.1 (13.3)
不動産業、物品賃貸業	57 (57)	7,445.5 (6,958.0)	26 (25)	11 (9)	57 (51)	10 (8)	5 (10)	127.5 (119.0)	10.5 (11.0)	1.71 (1.71)	16 (17)	28.1 (29.8)
学術研究、専門・技術サービス業	108 (112)	30,158.0 (33,121.0)	138 (160)	37 (53)	351 (374)	15 (19)	7 (8)	675.0 (760.5)	80.5 (58.5)	2.24 (2.30)	44 (41)	40.7 (36.6)
宿泊業、飲食サービス業	134 (130)	15,722.0 (15,389.5)	52 (56)	29 (40)	160 (162)	47 (57)	19 (11)	326.0 (348.0)	34.0 (61.0)	2.07 (2.26)	59 (59)	44.0 (45.4)
生活関連サービス業、娯楽業	131 (138)	13,863.5 (14,209.0)	64 (66)	29 (21)	190 (177)	26 (37)	7 (11)	363.5 (354.0)	40.0 (40.5)	2.62 (2.49)	64 (61)	48.9 (44.2)
教育、学習支援業	114 (104)	18,755.0 (16,912.5)	50 (51)	21 (16)	177 (152)	10 (11)	7 (7)	306.5 (279.0)	46.5 (37.5)	1.63 (1.65)	31 (33)	27.2 (31.7)
医療、福祉	787 (767)	127,456.5 (117,499.0)	583 (568)	921 (979)	1,433 (1,397)	621 (659)	172 (130)	3,916.5 (3,906.5)	600.0 (631.5)	3.07 (3.32)	417 (432)	53.0 (56.3)
複合サービス事業	24 (23)	7,413.5 (7,361.5)	41 (44)	9 (8)	79 (77)	4 (4)	3 (2)	173.5 (176.0)	7.5 (4.5)	2.34 (2.39)	12 (13)	50.0 (56.5)
サービス業	361 (347)	63,862.0 (57,845.5)	375 (338)	123 (106)	842 (778)	104 (88)	49 (41)	1,791.5 (1,624.5)	188.5 (168.5)	2.81 (2.81)	183 (174)	50.7 (50.1)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体障 害者 (注4)	b. 重度身体障 害者である短 時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者 である短時間 労働者 (注4)	e. 重度身体 障害者である 特定短時間労 働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b +$ $c + (d +$ $e) \times 0.5$	g. うち新規 雇用分 (注5)	a. 重度知的障 害者 (注4)	b. 重度知的障 害者である短 時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 知的障害者 (注4)	d. 重度以外の 知的障害者 である短時間 労働者 (注4)	e. 重度知的 障害者である 特定短時間労 働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b +$ $c + (d +$ $e) \times 0.5$	g. うち新規 雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間 労働者 (注4)	e. 精神障害者 である特定 短時間労働者 (注3)	f. 計 $c+d+e \times 0.5$	g. うち新規 雇用分 (注5)
産業計	人 18,532.5 (18,011.5)	人 2,692 (2,645)	人 366 (404)	人 3,825 (3,749)	人 512 (493)	人 149 (133)	人 9,905.5 (9,756.0)	人 693.5 (678.5)	人 926 (940)	人 191 (189)	人 2,775 (2,675)	人 658 (732)	人 39 (42)	人 5,166.5 (5,131.0)	人 450.5 (490.0)	人 2,261 (2,002)	人 1061 (1,027)	人 277 (191)	人 3,460.5 (3,124.5)	人 698.5 (726.0)
農、林、漁業	人 19.5 (15.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 4 (3)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 6.5 (5.0)		人 2 (2)	人 0 (1)	人 4 (3)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 8.0 (8.0)		人 3 (2)	人 2 (0)	人 0 (0)	人 5.0 (2.0)	
鉱業、探石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	292.0 (239.5)	60 (47)	3 (3)	104 (95)	2 (1)	1 (0)	228.5 (192.5)		6 (5)	0 (0)	23 (17)	0 (1)	0 (0)	35.0 (27.5)		26 (18)	2 (1)	1 (1)	28.5 (19.5)	
製造業	6,489.0 (6,262.0)	1,091 (1,076)	52 (53)	1,426 (1,394)	55 (56)	13 (8)	3,694.0 (3,631.0)		333 (331)	31 (20)	1,167 (1,132)	74 (81)	6 (4)	1,904.0 (1,856.5)		807 (711)	78 (59)	12 (9)	891.0 (774.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	5.0 (5.0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	155.5 (153.0)	33 (34)	0 (2)	36 (42)	2 (2)	0 (1)	103.0 (113.5)		0 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	4.0 (2.0)		45 (36)	2 (1)	3 (1)	48.5 (37.5)	
運輸業、郵便業	1,171.0 (1,026.0)	203 (184)	22 (20)	350 (328)	27 (21)	6 (4)	794.5 (728.5)		20 (13)	9 (5)	142 (114)	10 (11)	3 (1)	197.5 (151.0)		142 (115)	30 (28)	14 (7)	179.0 (146.5)	
卸売業、小売業	2,521.0 (2,553.5)	337 (362)	48 (44)	427 (444)	68 (70)	37 (30)	1,201.5 (1,262.0)		153 (171)	25 (19)	473 (462)	92 (95)	10 (9)	855.0 (875.0)		297 (258)	123 (124)	89 (69)	464.5 (416.5)	
金融業、保険業	199.5 (190.0)	48 (47)	2 (2)	53 (48)	2 (4)	1 (2)	152.5 (147.0)		0 (2)	3 (1)	12 (7)	0 (0)	0 (0)	15.0 (12.0)		26 (26)	6 (5)	0 (0)	32.0 (31.0)	
不動産業、物品販賣業	127.5 (119.0)	21 (20)	3 (2)	29 (28)	9 (7)	0 (7)	78.5 (77.0)		5 (5)	0 (0)	15 (13)	1 (1)	0 (0)	25.5 (23.5)		13 (10)	8 (7)	5 (3)	23.5 (18.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	675.0 (760.5)	122 (132)	12 (18)	129 (136)	8 (11)	2 (4)	390.0 (425.5)		16 (28)	4 (5)	49 (71)	7 (8)	0 (1)	88.5 (136.5)		173 (167)	21 (30)	5 (3)	196.5 (198.5)	
宿泊業、飲食サービス業	326.0 (348.0)	30 (33)	10 (11)	54 (50)	18 (17)	3 (3)	134.5 (137.0)		22 (23)	4 (8)	72 (73)	29 (40)	3 (3)	136.0 (148.5)		34 (39)	15 (21)	13 (5)	55.5 (62.5)	
生活関連サービス業、娯楽業	363.5 (354.0)	34 (35)	11 (9)	54 (51)	14 (13)	1 (3)	140.5 (138.0)		30 (31)	4 (2)	103 (94)	12 (24)	3 (4)	174.5 (172.0)		33 (32)	14 (10)	3 (4)	48.5 (44.0)	
教育、学習支援業	306.5 (279.0)	48 (50)	10 (7)	90 (89)	9 (10)	4 (4)	202.5 (203.0)		2 (1)	1 (3)	14 (8)	1 (1)	0 (0)	19.5 (13.5)		73 (55)	10 (6)	3 (3)	84.5 (62.5)	
医療、福祉	3,916.5 (3,906.5)	403 (396)	140 (190)	576 (562)	213 (211)	61 (47)	1,659.0 (1,673.0)		180 (172)	80 (92)	503 (506)	408 (448)	10 (12)	1,152.0 (1,172.0)		354 (329)	701 (697)	101 (71)	1,105.5 (1,061.5)	
複合サービス事業	173.5 (176.0)	32 (35)	1 (1)	35 (37)	2 (1)	0 (0)	101.0 (108.5)		9 (9)	5 (4)	30 (31)	2 (2)	2 (2)	55.0 (55.5)		14 (9)	3 (3)	1 (0)	17.5 (12.0)	
サービス業	1,791.5 (1,624.5)	228 (192)	52 (42)	457 (441)	82 (69)	20 (20)	1,016.0 (911.5)		147 (146)	25 (29)	164 (142)	22 (19)	2 (6)	495.0 (475.5)		221 (195)	46 (35)	27 (15)	280.5 (237.5)	

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	兵 庫				全 国				法定雇用率 (%)		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	障害者の数(人)	実雇用率(%)	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	障害者の数(人)	実雇用率(%)			
昭和62年	1,360	407,686	5,523	1.35	62.1	40,391	13,785,807	171,880	1.25	53.0	1.5 ↓
63年	1,567	424,742	5,951	1.40	58.1	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5	1.6
平成元年	1,639	440,685	6,275	1.42	55.6	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6	
2年	1,661	440,284	6,386	1.45	56.8	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2	
3年	1,761	461,478	6,825	1.48	57.2	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8	
4年	1,849	477,681	7,267	1.52	56.6	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9	
5年	1,866	491,378	7,738	1.57	56.4	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4	
6年	1,866	491,499	7,742	1.58	56.5	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4	
7年	1,722	463,308	7,428	1.60	57.4	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6	
8年	1,737	466,976	7,496	1.61	56.6	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5	
9年	1,748	467,504	7,612	1.63	57.7	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2	
10年	1,786	472,917	7,713	1.63	57.7	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1	↓
11年	1,920	469,281	7,826	1.67	52.8	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7	1.8
12年	1,926	455,859	7,720	1.69	52.5	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3	
13年	1,942	451,808	7,698	1.70	52.3	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7	
14年	1,968	456,858	7,740	1.69	52.0	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5	
15年	1,991	454,657	7,708	1.70	52.4	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5	
16年	2,061	482,549	7,994	1.66	51.8	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7	
17年	2,186	502,840	8,424	1.68	53.0	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1	
18年	2,273	524,356	8,904.5	1.70	55.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4	
19年	2,398	544,839	9,560.5	1.75	55.8	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8	
20年	2,510	563,942	9,925.0	1.76	54.9	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9	
21年	2,502	567,536	9,997.0	1.76	54.4	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5	
22年	2,491	571,034	10,316.0	1.81	56.6	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0	
23年	2,681	637,596.5	10,938.5	1.72	52.3	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3	
24年	2,698	638,360.0	11,397.5	1.79	54.0	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	46.8	↓
25年	3,011	657,702.0	12,072.5	1.84	47.4	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7	2.0
26年	3,010	663,129.5	12,608.5	1.90	49.1	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7	
27年	3,069	675,093.0	13,266.5	1.97	51.8	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2	
28年	3,078	680,229.0	13,396.5	1.97	51.9	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	48.8	
29年	3,157	697,919.0	14,165.0	2.03	52.7	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0	↓
30年	3,458	725,173.5	15,268.0	2.11	48.2	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	45.9	2.2
令和元年	3,473	728,571.0	15,727.5	2.16	51.0	101,889	26,585,858.0	560,608.5	2.11	48.0	
2年	3,481	732,795.0	16,167.5	2.21	50.9	102,698	26,866,997.0	578,292.0	2.15	48.6	↓
3年	3,603	735,577.0	16,555.0	2.25	49.5	106,924	27,156,780.5	597,786.0	2.20	47.0	2.3
4年	3,598	722,537.0	16,497.0	2.28	50.5	107,691	27,281,606.5	613,958.0	2.25	48.3	
5年	3,635	723,624.0	17,091.0	2.36	52.2	108,202	27,523,661.0	642,178.0	2.33	50.1	
6年	3,948	730,173.5	18,011.5	2.47	47.9	117,239	28,162,399.0	677,461.5	2.41	46.0	2.5
7年	4,041	755,908.5	18,532.5	2.45	47.4	120,467	29,210,526.0	704,610.0	2.41	46.0	↓

注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者

平成5年～平成17年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5でカウント)

平成23年～

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者

並びに精神障害者である短時間労働者

(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である

短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても

次のいすれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、

同日以後に精神障害者保険福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、

1人分とカウントしている

令和6年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

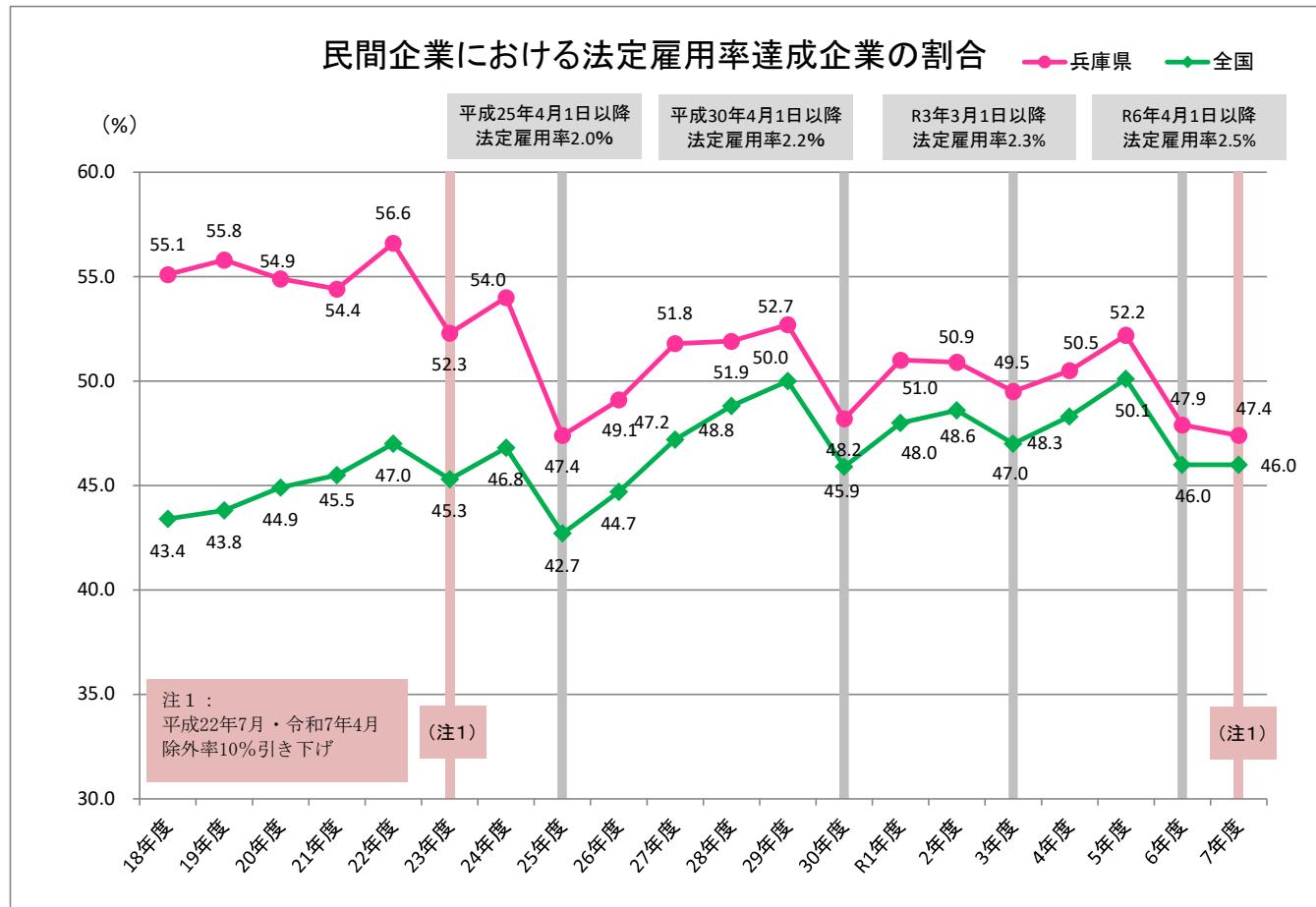
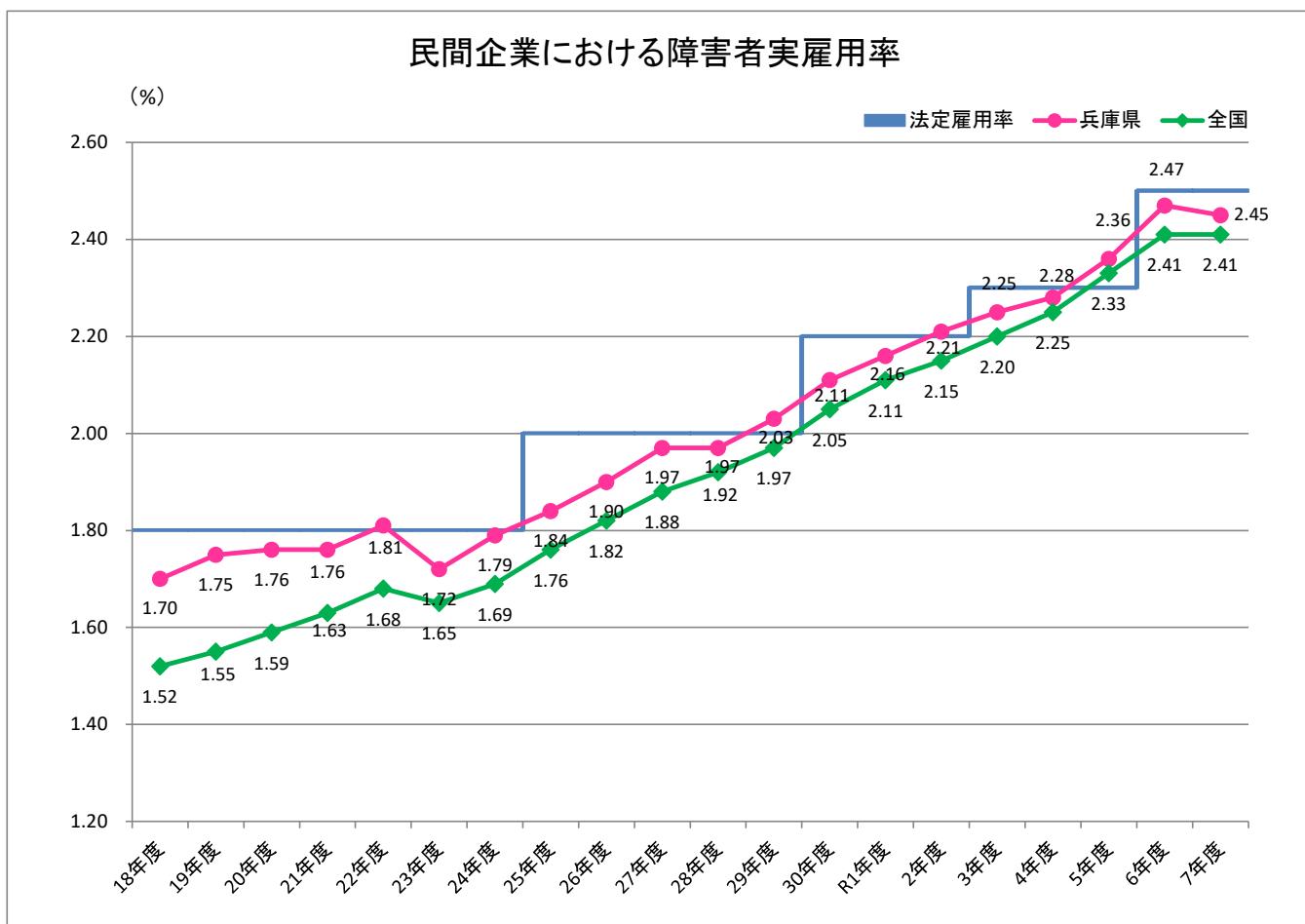
精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、

重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者

(0.5カウント)



(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

企業規模	① 法定雇用率未達成 企業の数	②不足数						③ ①のうち雇用障害者の 数が0人である企業数 (障害者雇用ゼロ企業)
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9人以下	9.5人以上	
規模計	2,127 (100.0%)	1,431 (67.3%)	434 (20.4%)	146 (6.9%)	97 (4.6%)	15 (0.7%)	4 (0.2%)	1,235 (58.1%)
40.0～100人未満	1,273 (100.0%)	1,134 (89.1%)	139 (10.9%)	- -	- -	- -	- -	1,132 (88.9%)
100～300人未満	595 (100.0%)	243 (40.8%)	231 (38.8%)	89 (15.0%)	31 (5.2%)	1 (0.2%)	- -	103 (17.3%)
300～500人未満	138 (100.0%)	31 (22.5%)	40 (29.0%)	33 (23.9%)	32 (23.2%)	2 (1.4%)	- -	0 (0.0%)
500～1,000人未満	76 (100.0%)	13 (17.1%)	16 (21.1%)	17 (22.4%)	20 (26.3%)	9 (11.8%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)
1,000人以上	45 (100.0%)	10 (22.2%)	8 (17.8%)	7 (15.6%)	14 (31.1%)	3 (6.7%)	3 (6.7%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模区分内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

3 ②不足数「規模計」「1,000人以上」欄の割合の合計については、小数点以下の処理の関係で100%にはならない。

(6) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 349 (332)	人 774 (778)	人 96 (99)	人 3,751 (3,746)	人 2,563 (2,445)	人 7,533 (7,400)
注	「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。					

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40.0～100人未満	人 56 (57)	人 134 (142)	人 12 (15)	人 721 (702)	人 398 (392)	人 1,321 (1,308)
100～300人未満	人 77 (80)	人 168 (174)	人 29 (24)	人 935 (984)	人 690 (643)	人 1,899 (1,905)
300～500人未満	人 43 (37)	人 87 (93)	人 14 (17)	人 412 (417)	人 343 (330)	人 899 (894)
500～1,000人未満	人 52 (45)	人 118 (104)	人 11 (14)	人 453 (497)	人 298 (306)	人 932 (966)
1,000人以上	人 121 (113)	人 267 (265)	人 30 (29)	人 1,230 (1,146)	人 834 (774)	人 2,482 (2,327)

注 1 (6)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	人 1 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4 (3)	人 1 (1)	人 6 (4)
鉱業、採石業、砂利採取業	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)
建設業	人 5 (5)	人 15 (10)	人 3 (2)	人 74 (67)	人 73 (62)	人 170 (146)
製造業	人 107 (88)	人 351 (353)	人 31 (31)	人 1,316 (1,311)	人 831 (792)	人 2,636 (2,575)
電気・ガス・熱供給業	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 2 (2)	人 2 (2)
水道業	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 22 (22)	人 71 (71)	人 22 (22)
情報通信業	人 4 (4)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 43 (43)	人 28 (28)	人 81 (81)
運輸業、郵便業	人 20 (19)	人 36 (27)	人 10 (7)	人 283 (275)	人 259 (229)	人 608 (557)
卸売業、小売業	人 40 (44)	人 90 (98)	人 12 (17)	人 436 (451)	人 334 (337)	人 912 (947)
金融業、保険業	人 5 (4)	人 12 (13)	人 3 (3)	人 57 (59)	人 29 (24)	人 106 (103)
不動産業、物品賃貸業	人 3 (1)	人 2 (3)	人 1 (0)	人 31 (31)	人 25 (29)	人 62 (64)
学術研究、専門・技術サービス業	人 16 (16)	人 22 (30)	人 1 (2)	人 139 (145)	人 95 (108)	人 273 (301)
宿泊業、飲食サービス業	人 3 (1)	人 11 (13)	人 3 (3)	人 56 (58)	人 42 (39)	人 115 (114)
生活関連サービス業、娯楽業	人 5 (3)	人 12 (11)	人 2 (1)	人 49 (48)	人 46 (45)	人 114 (108)
教育、学習支援業	人 8 (8)	人 8 (8)	人 4 (4)	人 90 (92)	人 50 (48)	人 160 (160)
医療、福祉	人 105 (115)	人 151 (157)	人 18 (20)	人 717 (736)	人 400 (378)	人 1,391 (1,406)
複合サービス事業	人 4 (6)	人 5 (5)	人 2 (3)	人 38 (37)	人 20 (23)	人 69 (74)
サービス業	人 23 (18)	人 53 (44)	人 6 (6)	人 422 (390)	人 334 (300)	人 838 (758)

注 1 (6)①の表と同じ。

2-1 公的機関における在職状況(全体)

(1) 県の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	⑤障害者の数					⑥ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑦ 不足数	⑧ 法定雇用率達成機関の数	⑨ 法定雇用率達成機関の割合		
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員 (注3)						
兵庫県	機関 4 (4)	人 13,065.5 (12,989.5)	人 85 (83)	人 38 (35)	人 123 (126)	人 19 (19)	人 1 (2)	人 341.0 (337.5)	人 26.5 (25.0)	% 2.61 (2.60)	人 36.0 (34.5)	機関 3 (3)	% 75.0 (75.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数								③知的障害者の数								④精神障害者の数							
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 重度身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2) (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 重度知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2) (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)					
兵庫県	人 341.0 (337.5)	人 84 (82)	人 15 (16)	人 88 (92)	人 17 (17)	人 1 (1)	人 280.0 (281.0)	人 16.5 (11.0)	人 1 (1)	人 1 (1)	人 5 (5)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 9.0 (9.0)	人 0.0 (4.0)	人 30 (29)	人 22 (18)	人 0 (1)	人 52.0 (47.5)	人 10.0 (10.0)					

[2 - 1 (1) ①表の注]

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

[2 - 1 (1) ②表の注]

- ①欄の「障害者の数」とは②③④F欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③F欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
- ②③a、c欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③b、d欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④e欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- () 内は、令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (注1)	⑤障害者の数						⑥ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑦ 不足数	⑧ 法定雇用率 達成機関の 割合	⑨ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者 である短时 间勤务职 员 (注3)	D. 重度以 外の身体障 害者である 短时间勤务 职员 (注3)	E. 重度身体 障害者、重 度知的障 害者及び精 神障害者で ある特定短 时间勤务职 员 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規 雇用分 (注4)				
兵庫県	機関 69 (70)	人 68,313.0 (65,201.5)	人 452 436	人 66 67	人 922 875	人 45 51	人 17 15	人 1,923.0 1,847.0	人 157.5 183.0	% 2.81 2.83	人 27.5 (41.5)	機関 59 (60)	% 85.5 85.7

注 2-1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体 障害者 (注4)	b. 重度身体 障害者 (注4)	c. 重度以 外の身体障 害者 (注4)	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤 務職員 (注4)	e. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2) (注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	a. 重度知的 障害者 (注4)	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員 (注4)	c. 重度以 外の知的障 害者 (注4)	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間勤務職 員 (注4)	e. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2) (注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	c. 精神障 害者 (注4)	d. 精神障害 者である短 時間勤務職 員 (注4)	e. 精神障害 者である特 定短時間勤 務職員 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)
兵庫県	人 1,923.0 (1,847.0)	人 440 (424)	人 25 (31)	人 520 (516)	人 30 (36)	人 8 (7)	人 1,444.0 (1,416.5)	人 84.0 (94.5)	人 12 (12)	人 4 (4)	人 88 (78)	人 15 (15)	人 0 (0)	人 123.5 (113.5)	人 12.5 (14.5)	人 314 (281)	人 37 (32)	人 9 (8)	人 355.5 (317.0)	人 61.0 (74.0)

注 2-1 (1) ②の表と同じ

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	⑤障害者の数									⑥ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑦ 不足数	⑧ 法定雇用率達成機関の割合	⑨ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)						
兵庫県	機関 4	人 28,382.0	人 132	人 4	人 252	人 8	人 3	人 525.5	人 59.0	% 1.85	人 249.0	機関 3	% 75.0		
	(4)	(28,133.5)	138	4	232	8	2	517.0	71.0	1.84	(249.5)	(3)	75.0		

注 2-1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 重度身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 重度知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
兵庫県	人 525.5	人 132	人 3	人 149	人 8	人 3	人 421.5	人 34.0	人 0	人 0	人 10	人 0	人 10.0	人 4.0	人 93	人 1	人 0	人 94.0	人 21.0	
	(517.0)	(138)	(3)	(144)	(8)	(2)	(428.0)	(43.0)	(0)	(0)	(8)	(0)	(8.0)	(2.0)	(80)	(1)	(0)	(81.0)	(26.0)	

注 2-1 (1) ②の表と同じ

2-2 公的機関における在職状況(各機関)

(1) 県の機関の状況 (法定雇用率2.8%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
知事部局	7,141.5	204.5	2.86	0.0	特例認定あり（注4）
企業庁	156.0	6.0	3.85	0.0	
病院局	4,725.5	96.0	2.03	36.0	
警察本部	1,042.5	34.5	3.31	0.0	
計	13,065.5	341.0	2.61	36.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
兵庫県知事部局	兵庫県議会事務局

(2) 市町の機関の状況（法定雇用率2.8%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
市町の機関	人 60,029.0	人 1,698.0	% 2.83	人 20.5	
市町の教育委員会	2,830.5	75.5	2.67	1.0	
市町の水道事業	1,832.5	57.5	3.14	0.0	
市町の病院事業	3,054.5	76.0	2.49	6.0	
市町の交通機関	566.5	16.0	2.82	0.0	
計	68,313.0	1,923.0	2.81	27.5	

注 2-2(1)表の注1～3と同じ。

① 市町の機関の状況（法定雇用率2.8%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
神戸市	人 18,779.5	人 518.0	% 2.76	人 7.0	特例認定あり（注2），（注3）
姫路市	3,512.5	104.0	2.96	0.0	
尼崎市	3,248.5	90.5	2.79	0.0	
明石市	3,119.0	88.5	2.84	0.0	特例認定あり（注2）
西宮市	3,800.0	107.5	2.83	0.0	特例認定あり（注2）
洲本市	577.0	18.0	3.12	0.0	
芦屋市	1,445.0	41.0	2.84	0.0	特例認定あり（注2）
伊丹市	2,901.5	84.5	2.91	0.0	特例認定あり（注2）
相生市	272.0	10.0	3.68	0.0	
豊岡市	1,349.0	39.0	2.89	0.0	特例認定あり（注2）
加古川市	2,089.0	61.0	2.92	0.0	特例認定あり（注2）
赤穂市	384.0	11.0	2.86	0.0	
西脇市	785.5	22.5	2.86	0.0	
宝塚市	2,129.5	54.5	2.56	4.5	特例認定あり（注2）
三木市	914.5	26.0	2.84	0.0	特例認定あり（注2）
高砂市	736.5	17.0	2.31	3.0	
川西市	1,502.5	44.0	2.93	0.0	特例認定あり（注2）
小野市	493.0	14.0	2.84	0.0	特例認定あり（注2）
三田市	1,531.5	39.0	2.55	3.0	特例認定あり（注2）
加西市	357.0	9.0	2.52	0.0	
丹波篠山市	856.5	25.5	2.98	0.0	特例認定あり（注2）
養父市	337.5	12.0	3.56	0.0	
丹波市	876.0	26.0	2.97	0.0	特例認定あり（注2）
南あわじ市	866.5	24.0	2.77	0.0	特例認定あり（注2）
朝来市	566.0	20.0	3.53	0.0	特例認定あり（注2）
淡路市	834.0	28.0	3.36	0.0	特例認定あり（注2）
宍粟市	822.0	23.0	2.80	0.0	
加東市	803.0	22.0	2.74	0.0	特例認定あり（注2）
たつの市	528.0	14.0	2.65	0.0	
猪名川町	377.5	11.0	2.91	0.0	特例認定あり（注2）
多可町	308.5	11.0	3.57	0.0	特例認定あり（注2）
稲美町	289.0	8.0	2.77	0.0	特例認定あり（注2）
播磨町	385.0	10.5	2.73	0.0	特例認定あり（注2）
市川町	198.5	5.5	2.77	0.0	
福崎町	117.5	4.0	3.40	0.0	
神河町	474.0	15.5	3.27	0.0	
太子町	173.5	4.5	2.59	0.0	
上郡町	223.0	7.0	3.14	0.0	特例認定あり（注2）
佐用町	396.0	13.5	3.41	0.0	特例認定あり（注2）
香美町	246.5	3.0	1.22	3.0	
新温泉町	423.5	11.0	2.60	0.0	
計	60,029.0	1,698.0	2.83	20.5	

注1 2-2(1)表の注1～3と同じ。

2 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

3 神戸市においては、10月1日時点において、障害者の数541.0人、実雇用率2.88%、不足数0.0人となっている。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
神戸市	神戸市教育委員会
明石市	明石市教育委員会
西宮市	西宮市立中央病院
芦屋市	芦屋市教育委員会
伊丹市	市立伊丹病院、伊丹市教育委員会、伊丹市交通局、伊丹市上下水道局
豊岡市	豊岡市教育委員会、豊岡市議会、豊岡市上下水道部、豊岡市農業委員会、豊岡市選挙管理委員会・豊岡市監査委員会
加古川市	加古川市教育委員会、加古川市上下水道局
宝塚市	宝塚市立病院、宝塚市上下水道局
三木市	三木市教育委員会
川西市	川西市教育委員会、川西市上下水道局
小野市	小野市教育委員会
三田市	三田市民病院、三田市教育委員会
丹波篠山市	丹波篠山市教育委員会
丹波市	丹波市教育委員会、丹波市公営企業
南あわじ市	南あわじ市教育委員会
朝来市	朝来市教育委員会
淡路市	淡路市教育委員会
加東市	加東市教育委員会
猪名川町	猪名川町教育委員会
多可町	多可町教育委員会
稲美町	稲美町教育委員会
播磨町	播磨町教育委員会
上郡町	上郡町教育委員会
佐用町	佐用町教育委員会

(2) 市町の教育委員会の状況 (法定雇用率2.8%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
洲本市	150.0	4.0	2.67	0.0	
相生市	103.0	2.0	1.94	0.0	
赤穂市	271.0	7.0	2.58	0.0	
西脇市	140.5	4.0	2.85	0.0	
宝塚市	571.5	18.0	3.15	0.0	
高砂市	93.5	1.0	1.07	1.0	
加西市	288.5	8.0	2.77	0.0	
養父市	172.5	4.0	2.32	0.0	
宍粟市	235.0	6.0	2.55	0.0	
たつの市	389.5	10.5	2.70	0.0	
福崎町	69.0	1.0	1.45	0.0	
太子町	159.5	4.0	2.51	0.0	
香美町	187.0	6.0	3.21	0.0	
計	2,830.5	75.5	2.67	1.0	

注 2-2(1)表の注1～3と同じ。

(3) 市町の水道事業の状況 (法定雇用率2.8%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
神戸市	553.0	16.0	2.89	0.0	
姫路市	201.5	6.5	3.23	0.0	
尼崎市	308.5	11.0	3.57	0.0	
明石市	140.5	5.0	3.56	0.0	
西宮市	254.0	8.0	3.15	0.0	
高砂市	63.0	2.0	3.17	0.0	
阪神水道	254.0	8.0	3.15	0.0	
淡路広域水道	58.0	1.0	1.72	0.0	
計	1,832.5	57.5	3.14	0.0	

注 2-2(1)表の注1～3と同じ。

(4) 市町の病院事業の状況 (法定雇用率2.8%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
赤穂市	386.0	10.0	2.59	0.0	
高砂市	237.0	4.0	1.69	2.0	(注2)
加西市	206.0	5.0	2.43	0.0	
豊岡病院組合	973.5	24.0	2.47	3.0	
八鹿病院組合	598.0	15.5	2.59	0.5	(注3)
北播磨総合医療センター企業団	654.0	17.5	2.68	0.5	(注4)
計	3,054.5	76.0	2.49	6.0	

注1 2-2(1)表の注1～3と同じ。

2 高砂市民病院においては、9月1日時点において、障害者の数6.0人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。

3 八鹿病院組合においては、11月1日時点において、障害者の数16.0人、実雇用率2.70%、不足数0.0人となっている。

4 北播磨総合医療センター企業団においては、8月1日時点において、障害者の数18.5人、実雇用率2.85%、不足数0.0人となっている。

(5) 市町の交通機関の状況 (法定雇用率2.8%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
神戸市	566.5	16.0	2.82	0.0	
計	566.5	16.0	2.82	0.0	

注 2-2(1)表の注1～3と同じ。

(3) 県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
兵庫県教育委員会	25,529.5	440.0	1.72	249.0	
姫路市教育委員会	1118.0	31.0	2.77	0.0	
尼崎市教育委員会	824.5	26.0	3.15	0.0	
西宮市教育委員会	910.0	28.5	3.13	0.0	
計	28,382.0	525.5	1.85	249.0	

注1 2-2(1)表の注1～3と同じ。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成法人の割合	⑥ 法定雇用率達成法人の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
兵庫県	法人 11 (11)	人 11,124.0 (9,599.5)	人 86 (80)	人 7 (6)	人 87 (82)	人 1 (1)	人 3 (2)	人 268.0 (249.5)	人 30.5 (27.5)	% 2.41 (2.60)	法人 8 (6)	% 72.7 (54.5)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
兵庫県	人 268.0 (249.5)	人 31 (27)	人 4 (2)	人 33 (30)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 99.5 (86.0)	人 12.5 (15.0)	人 55 (53)	人 1 (2)	人 17 (18)	人 1 (1)	人 2 (0)	人 129.5 (126.5)	人 9.0 (6.5)	人 37 (34)	人 2 (2)	人 0 (2)	人 39.0 (37.0)	人 9.0 (6.0)

[3 (1) ①表の注]

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- () 内は、令和6年6月1日現在の数値である。

[3 (1) ②表の注]

- ①欄の「障害者の数」とは②③f欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- ②③のa c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のb d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④e欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 独立行政法人等の各法人の状況

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
地方独立行政法人神戸市民病院機構	3,171.5	66.0	2.08	22.0	
兵庫県住宅供給公社	90.0	5.0	5.56	0.0	
神戸市道路公社	56.0	1.0	1.79	0.0	
国立大学法人神戸大学	4,371.5	106.0	2.42	16.0	
地方独立行政法人加古川市民病院機構	1,348.5	40.5	3.00	0.0	
地方独立行政法人明石市立市民病院	527.5	14.5	2.75	0.0	
国立大学法人兵庫教育大学	285.0	8.0	2.81	0.0	
神戸市公立大学法人	242.5	6.0	2.47	0.0	
兵庫県公立大学法人	804.0	15.0	1.87	7.0	
公立大学法人神戸市看護大学	69.0	2.0	2.90	0.0	
地方独立行政法人たつの市民病院機構	158.5	4.0	2.52	0.0	
計	11,124.0	268.0	2.41	45.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。